

清須市分別収集計画
(第10期)

清 須 市

清須市分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

本市は、愛知県西部、尾張平野のほぼ中央に位置し、南部・東部は名古屋市に、北部は一宮市、稲沢市及び北名古屋市に、西部はあま市に隣接している。名古屋市に通勤至便な住宅街として今後も都市化が進むと予想され、ごみの量的な増大や質的な多様化によるごみ処理問題は、さらに深刻さを増していくものと考えられる。

こうした状況下で、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、ごみが出ないように経済社会の仕組みを変えていくと共に、資源としてできる限り有効に利用するという循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R活動（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 市民・事業者・市が一体となったごみ減量と分別による資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

項目	年度				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,333	1,315	1,298	1,281	1,265

各年度における容器包装廃棄物の種類別排出量の見込み（参考）

（単位：t／年）

区分	年度					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
缶	スチール	62	60	59	58	57
	アルミニウム	47	48	48	48	48
	小計	109	108	107	105	104
びん	無色ガラス	143	141	139	137	135
	茶色ガラス	78	72	67	62	58
	その他ガラス	66	68	69	70	72
	小計	287	281	275	270	265
紙	飲料用紙製容器	12	13	13	13	14
	段ボール	363	357	351	345	339
	紙製容器包装	8	7	7	7	6
	小計	383	377	371	364	358
プラスチック	ペットボトル	103	103	103	103	103
	プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）を含む）	451	447	443	439	435
	小計	554	550	546	542	538
合計	1,333	1,315	1,298	1,281	1,265	

6 容器包装廃棄物排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ① 市民、事業者に対して、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの正しい出し方に関する教育啓発活動を積極的に進める。
- ② 容器包装廃棄物排出の抑制を図るため、スーパーマーケット等の小売店に過剰包装の自粛、使い捨て商品の販売の抑制等を依頼する。
- ③ リターナブル容器を用いた商品及び再生商品を選択することを啓発する。
- ④ 容器包装廃棄物のリサイクル化について、各種イベントを通して、その必要性についての認識を高める。
- ⑤ ごみの減量化、ごみの正しい分別等に関する市内小学校4年生を対象とした環境学習出前講座を実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び現行の処理体制を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。
また、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶・金物
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		上記以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
 び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t／年)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	62		60		59		58		57	
主としてアルミ製の容器	47		48		48		48		48	
無色のガラス製容器	(合計) 143		(合計) 141		(合計) 139		(合計) 137		(合計) 135	
	(引渡) 0	(独自処理) 143	(引渡) 0	(独自処理) 141	(引渡) 0	(独自処理) 139	(引渡) 0	(独自処理) 137	(引渡) 0	(独自処理) 135
茶色のガラス製容器	(合計) 78		(合計) 72		(合計) 67		(合計) 62		(合計) 58	
	(引渡) 0	(独自処理) 78	(引渡) 0	(独自処理) 72	(引渡) 0	(独自処理) 67	(引渡) 0	(独自処理) 62	(引渡) 0	(独自処理) 58
その他のガラス製容器	(合計) 66		(合計) 68		(合計) 69		(合計) 70		(合計) 72	
	(引渡) 0	(独自処理) 66	(引渡) 0	(独自処理) 68	(引渡) 0	(独自処理) 69	(引渡) 0	(独自処理) 70	(引渡) 0	(独自処理) 72
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	12		13		13		13		14	
主として段ボール製の容器包装	363		357		351		345		339	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 8		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 6	
	(引渡) 0	(独自処理) 8	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 6
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 103		(合計) 103		(合計) 103		(合計) 103		(合計) 103	
	(引渡) 0	(独自処理) 103	(引渡) 0	(独自処理) 103	(引渡) 0	(独自処理) 103	(引渡) 0	(独自処理) 103	(引渡) 0	(独自処理) 103
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイを含む)	(合計) 451		(合計) 447		(合計) 443		(合計) 439		(合計) 435	
	(引渡) 451	(独自処理) 0	(引渡) 447	(独自処理) 0	(引渡) 443	(独自処理) 0	(引渡) 439	(独自処理) 0	(引渡) 435	(独自処理) 0

(注) 市町村処理対象の集団回収を含む。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績 × 直近3年度（令和元年度～3年度）の収集実績伸び率 × 人口変動率

また、各年度の人口変動率は清須市が令和元年12月に策定した「清須市第2次総合計画[後期基本計画] 清須市の現状と今後の見通し」を基に次のとおり設定した。本市の将来人口では2020年をピークに緩やかな減少見込みとしている。

令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)
69,456人 (対前年比) 100.06%	69,496人 (対前年比) 100.06%	69,536人 (対前年比) 100.06%	69,533人 (対前年比) 100.00%	69,529人 (対前年比) 100.00%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
缶	スチール	空き缶・金物	委託業者による 指定日回収	委託業者
	アルミ			
びん	無色ガラス	空きびん		
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	飲料用紙製容器	飲料用紙製容器 (牛乳パック)		
	段ボール	段ボール		
	紙製容器包装	上記以外の紙製容器 包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装 (白トレイを含む)	ペットボトル以外の プラスチック製容器 包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集 積 場 所	市 内 集 積 所
		専 用 集 積 所
収集・運搬	委 託 業 者	
選別・保管	委 託 業 者	

分別収集に係る施設については、現在の施設・体制を利用する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中間処理
スチール	空き缶・金物	低密度ポリエチレン袋	委託業者	委託業者
アルミ				
無色ガラス	空きびん	プラスチックコンテナ		
茶色ガラス				
その他ガラス				
飲料用紙製容器	飲料用紙製容器 (牛乳パック)	十文字に縛る もしくは紙袋に入れる		
段ボール	段ボール			
紙製容器包装	上記以外の紙製 容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	網 か ご		
ペットボトル以外 のプラスチック製 容器包装(白トレイ を含む)	ペットボトル以外 のプラスチック製容器 包装	高密度ポリエチレン袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見・要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、関係者が相互に協力して分別収集体制を整備するように指導する。

また、分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

- (1) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と分別の基準にしたがって適正に排出されるよう啓発を行う。

- (2) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。